



平成25年8月6日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河野 猛  
(コード番号 6334 東証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 高工 弘  
(TEL. 03-5295-3511)

## 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成25年6月19日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を发出するよう勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成25年8月6日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額8,271万円及び納付期限を平成25年10月7日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、新経営陣の下で、今後二度とこのような問題を起さぬように、再発防止策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、本納付命令の決定に伴う平成26年3月期の業績に与える影響につきましては、本日開示いたしました「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

(ご参考) 金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130806-1.html>

以 上